

京 都 大 学 犬 山 キ ャ ン パ ス 運 営 協 議 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(開会)</p> <p>第5条 犬山キャンパス運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(開会)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p><u>2 第2条第1項第3号から第7号までの委員は、議長が理由があると特に認める場合に限り、当該委員が指名する者（当該委員の属する研究科、センター又は博物館に属する者であつて、当該委員に準ずる職にあるものに限る。）を代理として出席させることができる。</u></p> <p>附 則 (令和5年達示第4号)</p> <p>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>